琴浦町一向平（いっこうがなる）キャンプ場

指定管理者 募集要項

令和６年６月２１日

鳥取県東伯郡琴浦町

地方公共団体が設置する公の施設の管理においては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、法人その他の団体を指定管理者に指定し、施設の維持管理などの業務を行わせることができる。これを指定管理者制度という。

琴浦町では、琴浦町一向平キャンプ場条例（平成 19 年 3 月 20 日条例第 7 号）に基づき設置された琴浦町一向平キャンプ場を、民間の能力を活用して、住民サービスの向上と円滑な運営を図るため指定管理者制度を適用することとし、本募集要項のとおり指定管理者を募集します。

なお、応募にあたっては、指定管理者制度の趣旨や施設の設置目的等を踏まえ、本募集要項を十分ご確認の上、 ご応募くださいますようお願いいたします。

【参考】地方自治法第２４４条の２第３項の規定
３　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

１　施設の概要

名　　称	琴浦町一向平（いっこうがなる）キャンプ場
所 在 地	鳥取県東伯郡琴浦町野井倉６８８－１３０
開 設 年	昭和５４年
敷地面積	６０，５５４㎡（うち、JA 用地（借地）を含む）
建物延床面積	７８３．４５㎡
主な施設内容	キャンプサイト　３４区画　Ｒ２サイト区画整備 管理棟　１棟　Ｓ５６建設　Ｈ９改修 森林体験･交流センター（サウナ施設含む）　１棟　Ｈ３建設　Ｒ２サウナ設置　Ｒ５屋根修繕 バーベキューハウス　１棟　Ｈ７建設 炊事棟　２棟　Ｓ５４建設　Ｈ７改修 トイレ　２棟　Ｓ５６建設　Ｈ８改修 休憩所　１棟　Ｓ５７建設 駐車場　Ｓ５６整備　Ｈ７舗装　Ｒ４白線舗装
施設の運営状況（令和５年度）の概要	１　キャンプ場利用件数　５５３件（延人数１，６１１人） ２　サウナ利用延人数　１，９４９人 ３　キャンプ場売上　５，４５９千円 ４　管理運営費（支出）　９，４４１千円

※その他については、現指定管理者が運営するＨＰを参照のこと

○別表１・２のとおり

※　施設平面図の閲覧希望がある場合はご連絡ください。

※　施設見学の希望がある場合はご連絡ください。

<table>
<tr><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td>▲管理棟</td><td>▲バーベキューハウス</td></tr>
<tr><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td>▲森林体験・交流センター
（サウナ施設含む）</td><td>▲炊事棟</td></tr>
<tr><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td>▲トイレ</td><td>▲駐車場</td></tr>
</table>

２　施設の運営状況

ア　営業時間

月曜日　　：１０：００～１７：００
火曜日　　：定休日
水曜日　　：１０：００～１７：００
木曜日　　：１３：００～１７：００
金・土　　：１０：００～２０：００
日曜日　　：　９：００～１７：００
※冬期休業：１２月中旬から３月中旬（水道設備凍結防止のため）

イ　利用状況（平成３０年度から令和５年度まで）

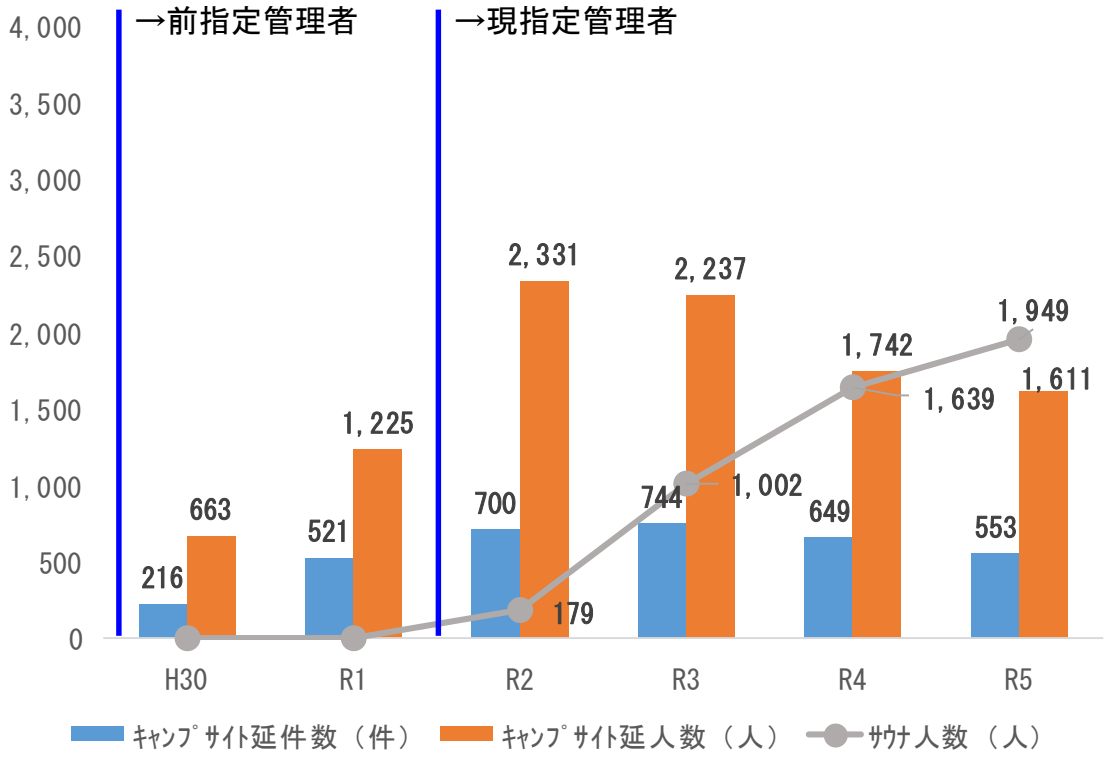

ウ　収入及び支出の状況（令和４・５年度）

収入	R4	R5
町指定管理料	3,000	3,000
ｷｬﾝﾌﾟ場売上	6,190	5,459
自販機手数料	36	26
合計	9,226	8,485

支出	R4	R5
人件費	6,325	4,575
光熱費	1,018	942
通信費	145	128
備品・消耗品費	1,317	228
事業費	362	388
広告宣伝費	794	402
一部業務委託料	2,400	1,200
その他	1,168	1,578
合計	13,529	9,441

差額	△ 4,303	△ 956

3　施設の設置目的及び管理運営方針

(1)施設の設置目的

本施設は、町民の観光レクリエーション活動の場を確保するとともに、中山間地域の振興及び町外からの誘客による観光振興を図るために設置した施設である。

(2) 基本方針・目標

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、利用者に質の高いサービスを提供するとともに、世代を超えて交流のできる、地域に根ざした施設とする。

また、合理的な運営により、本町の財政負担の軽減を図るとともに、指定管理者のノウハウを活用し、本町の観光拠点として、集客力の向上を目指す。

(3)維持管理方針

施設や設備は、その機能と特性を十分に把握した上で全ての施設を清潔に保ち、かつその機能を正常に保持するとともに、次年度の運営を視野に入れて、必要な維持管理と保守点検、設備の更新を行うこと。

(4)開館期間中の運営方針

・利用者の安全対策を第一に運営すること。
・利用者の平等、公平な利用を確保すること。
・利用者に対応する時は、明るい笑顔で挨拶し、親切・丁寧を心がけるように努めること。
・利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するように努めること。
・施設内を清潔に保つこと。

(5)法令等の遵守

下記のほか、キャンプ場の運営に関連する諸法令を遵守すること。

・地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
・自然公園法ほか関連法規
・労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律他衛生関連法規
・食品衛生法他食品衛生関係法規
・水質汚濁防止法
・消防法、消防法施行規則
・公衆浴場法
・琴浦町一向平キャンプ場条例
・琴浦町個人情報保護条例
・琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則
・その他関係法令、条例、規則及び要綱等

4　指定管理者が行う業務

(1)施設及び設備、備品等の維持管理・安全管理に関すること

利用者の安全確保のため、また施設の運営に支障をきたさないよう、施設及び設備備品等の管理、更新を適切に行うこと。

破損、不具合の生じた時には速やかに町に報告を行うこと。

①保守管理業務

ア　キャンプ場内の美化に努め、草木の繁茂状況を見ながら随時伐採を行うこと。

イ　仕上げ材の浮き、ひび割れ、剥れ、カビ等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

ウ　建築設備（給排水設備、空調設備、電気設備）は、日常点検、法定点検、定期点検等を行い、性能を維持すること。

エ　施設、設備などキャンプ場運営に必要な更新を行うこと。

オ　井戸の水質検査に係る取水業務、容器の収受に関すること。

②　清掃業務

キャンプ場内の環境を維持し、快適な状況を保つため、清掃業務を適切に行うこと。

ア　業務内容

キャンプサイト、トイレ、建屋内設備、備品、照明器具、衛生機器等について、場所ごとに、日常清掃、定期清掃を組合せ、環境整備に努めること。

環境整備について、作業員の雇用など地元雇用に努めること。

イ　日常清掃の範囲

キャンプ場敷地内及び景観維持のため必要と認められる範囲とする。

ウ　定期清掃の回数

美観を維持できる適正な回数を行うこと。

③　備品等の貸与等

ア　備品等の貸与

現在、当施設において、琴浦町が指定管理者に無償で貸与する備品は別表３のとおりとする。

イ　施設内設備・備品の保守管理

利用者の安全確保のため、また施設の運営に支障をきたさないよう、施設内の設備・備品の管理、更新を行うこと。

ウ　その他備品等

指定管理者が必要とする備品等が生じた場合には、指定管理者の任意により備品等を購入又は調達し、本業務のために供することができる。

備品等の購入又は調達後は、台帳や目録等を整備し、琴浦町所有備品と明確に区分して適正に管理すること。なお、指定管理者が調達した備品等の所有権は、指定管理者に帰属する。

エ　消耗品等

施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品を適宜購入し、管理を行うこと。町内事業者から物品を購入する等、町内事業者の活用に努めること。

(2)施設の運営に関すること

①　職員の配置等に関すること

ア　総括責任者（キャンプ場施設長等）　１名を配置すること。

イ　防火管理者等施設の管理運営に必要な人員を配置すること。
ウ　職員の勤務形態は、キャンプ場の運営に支障がないようにすること。
エ　職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
オ　当該施設の安全な管理運営ができるよう業務の内容に応じて必要な知識・資格を有する職員を配置すること。
カ　町内雇用の創出・推進に配慮すること。

②　施設の利用に関すること
ア　施設の利用申請を受け付け、利用許可をすみやかに行うこと。
イ　利用申請時には、利用者からの相談を受け付け、必要な指導・助言を行うこと。なお、目的外利用等、疑義の生じる相談があった際には、町と協議を行うこと。
ウ　利用者から、利用料金を徴収すること。
エ　利用者数や徴収した利用料金等について、報告書を作成すること。書式・記載内容は協定において定めることとする。

③　施設の利用促進に関すること
ア　広報活動に関すること
指定管理者は、施設の利用方法や案内図等を、施設利用者に解り易い場所に掲示すること。また、施設の情報発信のため専用ホームページの作成やパンフレットの作成等により、積極的に広報を行うこと。
イ　利用時間等の延長に関すること
指定管理者は、施設の開館時間及び休館日について、必要があると認めるときは、町長の承認を受けてこれを変更する事ができる。開館時間の延長等については積極的に提案すること。なお、提案する場合は、現状との比較を容易にするため、現状維持とした場合及び時間延長等を実施した場合の両方について、運営経費を提案すること。
ウ　利用者ニーズの把握及び反映
指定管理者は、利用者からのアンケート実施等による意見把握やサービス提供や管理運営状況の分析・検証を行い、管理運営に反映させること。

(3)自主事業に関すること
指定管理者は、公の施設の管理業務の遂行を妨げない範囲において、事前に琴浦町と協議の上、 自己の責任及び費用負担により施設を活用して自主事業を実施することができる。なお、内容を変更する場合も同様に協議すること。
魅力のある自主事業は、施設の利用促進にもつながることから積極的に提案すること。
ア　施設の設置目的に沿った事業内容とすること。
イ　利用者のニーズが反映されていること。

(4)災害等発生時の対応業務
ア　開館時においては、利用者の避難誘導等の安全確保を最優先にすること。
イ　開館時・閉館時を問わず、施設の損壊等の被害を最小限に抑えること。

(5)業務委託
一部の業務を委託することは可能とする。業務の一部を委託する場合は、事業計画書に明示すること。なお、全業務を一括して他の事業者に再委託することはできない。

(6)その他業務

指定管理者は、利用促進を図るため、必要があると認めるときは、町長の承認を受けて業務を行うことができる。利用促進のため、積極的に提案すること。

(7)町への報告に関すること

ア　事業計画書及び収支予算書の作成

イ　事業報告書の作成及び収支決算書の作成

(8)施設の修繕に関すること

施設及び設備等の修繕で、金額が１０万円（税抜き）未満で、軽微なものは、施設管理者が行うものとする。

(9)その他

ア　関係機関との連絡調整

イ　指定期間終了にあたっての委任業務の引継ぎ

ウ　その他業務（管理業務に関する庶務、経理等の事務、申請書類等の作成等）

5　町が直接行う業務

(1)町に専属的に付与された行政処分に関すること。

(2)中国自然歩道の管理に関すること。

(3)浄化槽及び井戸の法定点検事務に関すること。

(4)火災保険に関すること。

(5)キャンプ場として借り上げている土地の賃借に関すること。

6　管理業務の処理に必要な経費

(1)管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料、利用料及び自主企画事業の収入によって、賄うものとする。

(2)指定管理料の支払方法、支払時期は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、町と指定管理者が協議し、双方で締結する協定で定める。

7　琴浦町と指定管理者との責任分担

次の表に掲げる事案に係る町と指定管理者との責任の分担は、原則として同表に定めるとおりとする。

種類	内容	負担者	
		琴浦町	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他事由による利用料金収入の減		○
税制変更	指定管理者に影響を及ぼす、消費税、法人税など税制変更による税負担額の増減		○
法令の変更	施設等の新設又は改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
苦情対応	施設利用者等からの苦情対応		○
事故対応	施設及び管理地内における事故への対応		○
施設・設備の修繕、改修	経年劣化によるもの（１０万円（税抜き）未満）		○
	経年劣化によるもの（１０万円（税抜き）以上）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できるもの		○
備品の修繕、更新	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（１０万円（税抜き）未満）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（１０万円（税抜き）以上）	○	
設備投資	利用促進のための設備投資		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の全部又は一部の利用停止		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱及び暴動その他の琴浦町又は指定管理者いずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）により発生する施設、設備の修復による増加費用	○	
	不可抗力により発生した指定管理者の損害、損失及び増加費用		○
	指定管理者の管理責任によらない重大な欠陥が発生した場合	都度協議を行う	
利用の変更、中止及び延期	琴浦町の責任による変更、中止及び延期	○	
	指定管理者の責任による変更、 中止及び延期		○
	利用者の責任による変更、 中止及び延期		○
	利用者の利用放棄、破綻		○

8　指定の期間

指定管理者の指定の期間は、令和７年（2025 年）４月１日から令和１２年（2030 年）３月３１日までの５年間とする。

9　その他の条件

⑴指定管理者は、管理業務を開始する日までに、町及び現指定管理者から事務引継を受けなければならない。

⑵町の実施するイベント、災害の発生など特別の事情がある場合は、指定管理対象施設の施設等を優先的に使用することがあること。この場合において、指定管理者はこれに協力しなければならない。

10　指定管理料

指定管理業務に係る経費について町が指定管理者に支払う指定管理料の上限は、下表のとおりとする。これを基に管理業務収支計画を作成すること。

当該年度の指定管理料は、町と指定管理者とで締結する協定で定める。

⑴当該年度の指定管理料の上限

年　　度	指定管理料（消費税及び地方消費税含む）
令和　７年度	３，３００千円
令和　８年度	３，３００千円
令和　９年度	３，３００千円
令和１０年度	３，３００千円
令和１１年度	３，３００千円

⑵指定管理料の支払

当該年度の指定管理料の支払いについては、町と指定管理者とで締結する協定で定める。

11　施設の利用料金

⑴施設の利用料金、売上は、指定管理者の収入とする。

⑵指定管理者が実施する自主事業の収入は、指定管理者の収入とする。

⑶キャンプ場使用料は、指定管理者の収入とする。

⑷利益の配分

指定管理者は、各年度末をもって実績精算を行い、その結果、各年度の最終営業利益が２００万円を超えた場合は、２００万円を超えた金額の利益の１０パーセント（１円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を、各年度の決算終了後に町へ支払うものとする。ただし、赤字が生じた場合は、町はこれを補填しないものとする。

12　応募資格等

⑴応募資格

指定管理対象施設の指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。団体の場合は、必ずしも法人格を必要としない。また、複数の団体から構成される共同体による申請も可能であるが、代表団体を１団体定めること。

次に掲げる事項に該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。また、構成団体の全てが下記に該当しないこと。

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

イ　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から２年を経過しないもの。

ウ　当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの。

・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
・成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定により、なお、従前の例により同法による改正前の民法(明治２９年法律第８９号)の規定が適用される準禁治産者を含む。）
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。
・公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者。

エ　次に掲げる暴力団排除措置事由に該当するもの。

・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
・役員が、暴力団対策法第２条第６項に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
・役員が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
・役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
・役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
・役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

オ　直近１年間の法人税、地方消費税及び町県民税等を滞納しているもの。

13　応募の方法

指定管理対象施設の指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を町長に提出すること。

(1)応募書類の受付期間

令和６年６月２１日（金）から令和６年７月２２日（月）まで
（上記期間のうち、土、日、祝日を除く、午前８時３０分～午後５時１５分）
※現地説明会を行うので、応募しようとする者で現地確認が必要な場合は参加願います（14　現地説明会の開催を参照)。

(2)応募書類の提出方法等

ア　応募書類の提出方法は、持参又は郵便によること。
なお、上記の提出にあっては、令和６年７月２２日（月）午後５時１５分必着とする。

イ　応募書類の提出先は、琴浦町商工観光課とする。

(3)応募書類の種類

提出する応募書類の種類は、次のとおりとする。

ア　琴浦町公の施設の指定管理者指定申請書（別添様式第１号）
イ　一向平キャンプ場の管理業務に関する計画書（別添様式第２号）
ウ　一向平キャンプ場の管理業務に関する収支計画書（別添様式第３号）
エ　現在の事業内容等がわかるもの（別添様式４号）
　　事業内容、活動内容、団体 PR などを記載すること。
　　パンフレットなどがあれば添付すること。
オ　定款、規約及び登記簿謄本など
　※法人以外の団体にあっては、団体の設立を定めた規約
　※A４サイズ、モノクロ可
カ　直近の３年度の貸借対照表及び損益計算書（設立から３年を経過していない場合にあっては、設立時からの貸借対照表及び損益計算書）
　※法人以外の団体にあっては、直近の３年度の収支決算書（設立から３年を経過していない場合にあっては、設立時からの収支決算書）
キ　指定管理者の指定についての欠格条項に該当しないことを説明した書類（別添様式第５号）
ク　直近１年度納税証明書
ケ　プレゼンテーションに使用する資料（実績、事業計画、取組方針など）

(4)応募書類の提出部数
正本１部及び副本７部（そのうち１部は製本をしないもの）を提出すること。副本は、正本を複写して作成して差し支えない。

(5)応募に当たっての留意事項
ア　応募書類のほかに、必要に応じて追加資料の提出を依頼することがある。
イ　応募書類及び追加資料は返却しない。
ウ　応募書類及び追加資料は、琴浦町情報公開条例に基づき、公開することがある。
エ　受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差し替えは、原則として認めない。
オ　応募書類及び追加資料の作成及び提出に要する経費は、すべて応募する法人等の負担とする。

(6)質問事項
応募についての質問は、質問書（別添様式第６号）を応募書類提出先に送付して行うこと。なお、質問書提出については令和６年７月５日（金）を締切とする。

14　現地説明会の開催
指定管理者に応募しようとする者で現地確認が必要な場合は、下記の通り施設状況の説明会を行うので、参加すること。(現地説明会への参加が指定管理者申込の必須条件ではありません。)
(1)日程
令和６年７月１１日（木）　午前１０時００分～
(2)場所
琴浦町野井倉６８８－１３０　一向平キャンプ場
(3)内容
施設の現況についての説明
(4)申込

現地説明会に参加する者は、現地説明会参加申込書（別添様式第７号）により、申し込んでください。（申し込み締切日　令和６年７月５日（金）必着）

15　指定管理者の候補者の選定

(1)選定基準

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。

ア　利用者の平等な利用の確保及びサービス向上が図られること。

イ　管理業務計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ　管理業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあること。

エ　管理収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

(2)選定方法

選考委員会において書類審査、質疑応答を実施する。

ア　日程：令和６年７月３０日（火）午前１０時００分～※時間帯は応募数による

イ　場所：琴浦町役場本庁舎２階　防災会議室

ウ　内容：上記の選定基準に照らして書類及びプレゼンテーションの内容を概ね５名により、総合的に審査し、最も適当であると認められる法人等を指定管理者として選定する。

※プレゼンテーションは、一法人当たり２０分、質疑応答２０分を予定。

(3)選定結果の公表

町長は、候補者を決定した場合は、その結果を応募した法人等のすべてに書面で通知するとともに、公表する。なお、候補者の決定に当たっては、町との交渉権を有する複数の法人等を、順位を付して定め、第１順位の交渉権を有する法人等から順に指定の条件等の詳細を協議し、協議が整ったものを当該候補者に決定する場合がある。

16　指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、候補者を指定管理対象施設の指定管理者とする旨の議案を令和６年９月に開催される予定の琴浦町議会定例会に上程し、その議決を受けて行うものとする。なお、町と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者の管理業務を行わせるために必要な事項の具体的な協議については、当該議決後において速やかに行うものとする。

17　スケジュール

年月日	内　容（略称）
令和６年　６月２１日（金）	一般公募開始
令和６年　７月　５日（金）	質問書提出期限 現地説明会参加申込書提出期限
令和６年　７月１１日（木）	現地説明会
令和６年　７月２２日（月）	一般公募終了
令和６年　７月３０日（火）	選定委員会
令和６年　９月	琴浦町議会定例会（９月）指定
令和６年１０月～	契約等

18　お問い合わせ先及び応募書類の提出先

琴浦町商工観光課　観光係

【住　所】〒６８９－２３９２

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万５９１番地２　厚生棟１階

（本庁舎と同じ敷地内で別の建物になります。下略図参照）

【電　話】（０８５８）５２－１７１３

【ＦＡＸ】（０８５８）５２－１７１４

【E-mail】syoukoukankou@town.kotoura.tottori.jp

【対応時間】土、日、祝日を除く、午前８時３０分～午後５時１５分

本庁舎周辺略図

（別表１）

種類		所在地	数量
建　物	便所（２棟）	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平 688 番地 129	96.76 平方メートル
	炊事棟（２棟）	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平 688 番地 129、688 番地 130	97.92 平方メートル
	管理棟	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平 688 番地 129	104.78 平方メートル
	森林体験･交流センター棟(サウナ施設含む)	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平 688 番地 130	257.13 平方メートル
	バーベキューハウス	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平 688 番地 3	81.50 平方メートル
工作物	給水施設	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平 688 番地 130、691 番地	１式
工作物	コンテナ倉庫（２棟）	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平 688 番地 130	１式

（別表２）別表１以外のキャンプ場施設

施設名称	規格構造	数量	備考
排水施設	合併浄化処理槽（２基） 配管	１式	
給水施設	集水槽（集水堰堤２基） 沈殿槽（ろ過槽） 受水槽、配管	１式	キャンプ場区域外
給水施設（井戸）	井戸ピット、受水槽、滅菌器 配管	１式	
テントサイト	木製枠他	３４区画	交流センター、大型車区画を除く
園路	W＝1.5m、L＝442m		
駐車場	アスファルト舗装	２面	面積 2,520 ㎡

（別表３）キャンプ場備品

	種　　類	数　量	備　　考
管理棟	ストーブ	１	
	電話機（ＦＡＸ付き）	１	
	冷蔵庫	１	
	長机	２	
	事務机	２	
	鍋	１２	
	飯ごう	１４	
	消火器	１	
森林体験交流センター	衝立	３	
	座机	２	
	事務用ロッカー	１	
	事務机	１	
	折りたたみ式イス	１６	
	折りたたみ式ロングテーブル	４	
	カラーレーザープリンター	１	
	ストーブ（丸型）	２	
	消火器	３	
バーベキューハウス	業務用冷凍冷蔵庫	１	
	消火器	１	